

全建労発第 61号
令和3年12月27日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

建設分野における外国人建設技能者に係る現場入場時の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、先般、元請企業の皆様を対象として「現場入場に係るアンケート」を実施しました。この中で、特に技能実習生を中心に、外国人建設技能者の現場入場拒否の事例が確認されたことから、別紙のとおり、「外国人建設就労者受入事業に関する告示」「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づく外国人建設技能者に係る現場入場時の取扱いについて周知の依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)